

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	21 件

茨城国民年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年7月まで

平成3年5月に会社を退職後、A職として働いていたが、同年秋ごろ、国民年金保険料を滞納するとA職として会社では働けないと聞き、申立期間の保険料を納付したことを覚えている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、B市区町村において加入手続を行った平成3年度以降の国民年金保険料について、申立期間を除き、すべて納付している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の保険料を現年度納付していることから、この時点で時効未到来であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料が還付されていることが判明した。

昭和 49 年*月に 20 歳となり、父が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれており、51 年 5 月に就職した後も、重複して国民年金保険料を納付してくれていた。

その後、昭和 57 年 4 月に再就職した際に、厚生年金保険に加入していた 51 年 5 月からの国民年金保険料が還付されたが、申立期間については、国民年金被保険者期間であったはずである。

このため、申立期間について、保険料が還付済みとされ、納付事実が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間を含む昭和 49 年 6 月から 57 年 6 月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者資格記録については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 51 年 5 月 14 日に同資格を取得後、54 年 8 月 1 日に喪失し、57 年 4 月 1 日に再取得したことが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、行政側は、申立期間を含む昭和 51 年 5 月から 57 年 6 月までのすべての期間について、申

立人が厚生年金保険に加入していたことを理由として、同年10月に、当該期間に係る保険料の還付処理を行っていることが確認できる。

以上のことから、申立期間については、本来、国民年金の強制加入被保険者とするべき期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続きが行われ、未加入期間となっていることについては、行政側による事務処理の瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、支給対象期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、約2年3か月後の昭和40年7月16日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の後にある厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該未請求期間の事業所における厚生年金保険手帳記号番号が、申立期間の事業所における同記号番号と同一であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在するということは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 55 年 12 月 1 日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた昭和 55 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。しかし、社会保険庁（当時）の「年金加入記録のお知らせ」においても、同期間は厚生年金保険の被保険者となっており、また、厚生年金保険料を控除されている給与明細書もあることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B年金基金が保管する、同基金の前身であるC年金基金における申立人の加入員資格記録、及びA社の厚生年金保険記録を保管するD社から提出されたC年金基金の資格取得確認通知書によると、申立人が昭和 55 年 12 月 1 日にA社で同基金の加入員資格を喪失し、同日にグループ会社であるE社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

加えて、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書の様式が複写式でなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 55 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出をA社が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、B年金基金から提出された「中脱記録照会(回答)」に記載されている額から、6万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から44年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格取得日が昭和44年4月1日になっており、43年11月1日から44年4月1日までの期間については記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和43年10月に、A社に44年4月1日付けで採用されることとなり、申立期間は、同社においてアルバイトとして勤務しており、手元の給与明細でも厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の採用通知及び申立人が同時に入社したとして名前を挙げた同僚（昭和43年11月1日被保険者資格を取得）の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与明細書及び申立期間当時、A社において人事を担当していた者の証言から、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、合併によりA社の後継会社となったB社から提出された、申立人のA社における被保険者資格取得届の控えにより、申立人が同社において昭

和 44 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出が、社会保険事務所（当時）に対して行われていることが確認できることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 43 年 11 月から 44 年 3 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C出張所における被保険者資格喪失日が昭和37年9月30日である旨の回答を受けた。

私は、昭和37年10月1日付けで、A社C出張所から同社D出張所へ異動したことから、同社C出張所における被保険者資格喪失日は、同社D出張所における被保険者資格取得日と同日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「社員名簿」、「退職者カード」及び「在籍証明書」により、申立人は、昭和32年6月から平成8年4月30日まで継続して同社に勤務していたことが確認できるほか、同社から、申立期間に申立人はA社C出張所に勤務していた旨の回答が得られた。

また、申立期間後にA社D出張所の社会保険担当者となった者から、申立期間当時、正社員が他の出張所等へ異動する際には、継続して厚生年金保険に加入させていたはずである旨の証言が得られたほか、オンライン記録により、申立人が同社D出張所に異動した37年10月1日に近接した時期に、同社の他の出張所から同社D出張所に異動した者の厚生年金保険の加入記録について調べたところ、一部の者を除いて、異動時に被保険者期間が欠落している者は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C出張所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C出張所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和37年1月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から関連会社であるB社に出向していた期間のうち、平成元年3月15日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和54年3月1日からA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、B社において、平成元年3月15日に雇用保険被保険者資格を取得し、14年7月30日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、C社（A社グループの総務人事厚生関係事務を行っている。）に照会したところ、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年6月1日であることから、申立人について、同社が適用事業所に該当するまでの期間は、A社における被保険者資格を喪失させるべきではなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立人から提出されたA社及びB社の給料明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中A社の厚生年金保険被保険者として、同社の関連会社であるB社に勤務し、申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和63年10月のオンライン記録及び申立人から提出された給与支給明細書から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立人の被保険者資格の届出を誤って提出した旨の回答が得られたことから、事業主は平成元年3月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年4月30日、資格喪失日が53年6月1日とされ、当該期間のうち、53年5月20日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月20日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社本社に勤務していた期間のうち、昭和53年5月20日から同年6月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和50年4月1日の入社から現在まで、退社したことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年4月30日、資格喪失日が53年6月1日とされ、当該期間のうち、53年5月20日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社の回答から、申立人が申立期間にA社本社に勤務していたことが確認できるほか、申立人の給与から昭和53年5月の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録における申立人の昭和53年4月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年8月31日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を30年7月30日に訂正し、申立期間のうち、27年8月の標準報酬月額を8,000円とし、30年7月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和30年7月30日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和27年8月31日から同年9月1日までの期間及び同社C支店に勤務していた期間のうち、30年7月30日から同年8月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和20年10月5日の入社から60年10月1日の退職まで、A社に継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の在籍証明書により、昭和20年10月1日から60年9月30日まで、申立人が継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①について、A社D出張所は、オンライン記録により、申立人が被保険者資格を喪失した日と同日の昭和27年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同日に同社D出張所において被保険者資格を喪失した4人のうち2人は、厚生年金保険の加入記録に欠落期間は無いことから、申立人の同社B支店における資格取得日

を同日とすることが妥当である。

申立期間②について、A社が保管する「従業員カード」により、申立人は同社C支店に勤務していたことが認められることから、申立人の同社C支店における資格取得日を同社B支店の資格喪失日と同日の昭和30年7月30日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿における昭和27年9月の記録から8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る同社C支店の健康保険被保険者名簿における30年8月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年1月31日まで
ねんきん定期便を確認したところ、当時貰っていた月給に比べ、平成7年7月から8年12月までの標準報酬月額が低いことに気付き、年金事務所で確認したところ、勤めていたA社の全喪後に標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元の24万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年1月31日より後の同年2月5日付けで、7年7月から8年9月までの期間については11万円、8年10月から同年12月までの期間については9万8,000円に、標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間においても、従前どおりの給与を支給されていたと主張しているところ、事業主からは、申立期間における申立人の給与を引き下げない旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年7月から8年12月までは24万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成6年6月1日から同年10月1日までの期間における標準報酬月額が自分の所持している給与明細書の金額と大きく相違していることが判明した。
このため、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時確認および標準報酬決定通知書では、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円として社会保険事務所に届出し、決定されていることが確認できる。

また、B年金基金から提出された申立人に係る基本異動記録によると、申立人の申立期間に係る報酬標準給与が53万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年1月まで
勤務していた工場の閉鎖により、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、平成7年3月から同年5月までの間に、社会保険事務所（当時）において、国民年金の加入手続を行った。

また、申立期間の保険料については、加入手続の際に、当該社会保険事務所において、妻の分と併せて3万円ないし5万円を、応対した職員に手渡しで納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月から同年5月までの間に、社会保険事務所において、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「*」が払い出される以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間において、申立人は、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、加入手続の際に、社会保険事務所において、元妻の分と併せて3万円ないし5万円を、応対した職員に手渡しで納付したと主張しているところ、オンライン記録により、申立人の元妻は、平成8年10月28日付で、申立期間（平成6年12月8日から7年2月26日までの期間）の第1号被保険者資格の追加が行われているほか、同年11月5日に過年度納付書が発行され、同年11月28日に保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年5月まで
会社を退職した後の平成2年1月ころ、市区町村窓口において、国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を含め、継続して保険料を納付していた。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月ころに会社を退職後、市区町村窓口において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりに国民年金加入手続を行った場合、A社会保険事務所（当時）から払い出される国民年金手帳記号は「*」となるどころ、申立人の国民年金手帳記号については、3年8月時点で申立人が居住していたB市区町村を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号である「*」となっていることから、申立人の主張は矛盾している。

また、申立人は、申立期間の保険料について、後からまとめて納付したとは主張しておらず、事実、過年度納付をした形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から同年9月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、平成12年5月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

平成14年1月ころに、この時期を過ぎると未納分の保険料の納付ができなくなる旨の通知が届いたため、同年2月末に、父に10万円を預け、申立期間の保険料を、A信用金庫(現在は、B信用金庫)C支店において納付してもらった。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年2月末に、申立人の父に10万円を預け、申立期間に係る保険料を納付してもらったと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父に、納付方法等について聴取したところ、当時、申立人の父の職場に定期的に来ていたA信用金庫の行員に、申立人の申立期間に係る保険料を預けたとしているものの、領収書を受領した記憶は無く、当時の担当行員の名前も記憶していないとしており、これ以上、具体的な納付方法について確認することができず、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、基礎年金番号制度の導入以降であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年1月までの期間及び同年2月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から51年1月まで
② 昭和51年2月から53年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和49年1月から51年1月までの期間及び同年2月から53年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和51年1月に婚姻した際に、国民年金の加入手続を行い、申立期間①に係る夫婦二人分の保険料約5万円をさかのぼって一括納付した。

申立期間②については、夫婦二人分の保険料を納期限ごとに納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間①に係る保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、53年2月28日から同年3月1日の間であると考えられ、この時点では、申立期間①の大半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前述のとおり、昭和53年2月28日以降であると考えられることから、申立期間②について、51年1月の婚姻後から継続して夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間②の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、両申立期間について、申立人の夫も保険料が未納である。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 20 日から 30 年 2 月 2 日まで
② 昭和 30 年 2 月 16 日から 31 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 10 月 20 日から 34 年 2 月 15 日まで
④ 昭和 34 年 3 月 15 日から 35 年 6 月 13 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、事業主同士が兄弟で、同一の所在地(A市区町村)にあったB社又はC社(現在は、D社)に勤務していた昭和29年7月20日から30年2月2日までの期間及び同年2月16日から31年3月1日までの期間、E市区町村にあったF社に勤務していた32年10月20日から34年2月15日までの期間並びにG市区町村にあったH社に勤務していた同年3月15日から35年6月13日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

各事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、オンライン記録により、「B社」及び類似する名称の事業所を検索したものの、申立人が主張する所在地に、該当する適用事業所は無い。

また、法務局からは、申立人の主張する所在地に「B社」という名称の会社・法人は見当たらない旨の回答が得られた。

さらに、D社に照会したところ、申立期間①及び②当時の資料は保存されていないため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない旨のほか、同社と「B社」との関係については不明である旨の回答が得られた。

加えて、申立期間①当時にC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者は、いずれも死亡又は連絡先不明のため、照会することができない。

また、申立期間②当時にC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した3人に照会したものの、回答の得られた2人からは、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記回答の得られた二人から、C社の事業主には弟がおり、その弟が経営していた事業所の名称は、申立人が主張する「B社」ではなく、「I社」であった旨のほか、所在地も、申立人が主張するC社と同一の所在地ではなく、J市区町村であった旨の証言が得られた。なお、申立人はJ市区町村において勤務したことはないと主張している。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人が申立期間①直後の昭和30年2月2日にK社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、同社では見習期間があり、被保険者資格を取得する前の同年1月にはすでに同社に入社していたと主張していることから、同年2月2日までB社又はC社に勤務していたとする申立内容と矛盾している。

- 2 申立期間③について、オンライン記録により、「F社」及び類似する名称の事業所を検索したものの、申立人が主張する所在地に、該当する適用事業所は無い。

また、上記検索結果により、類似する名称の事業所として5つの事業所を確認できたものの、いずれも申立人の主張する所在地と異なっているほか、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

さらに、法務局からは、申立人の主張する所在地に「F社」という名称の会社・法人は見当たらない旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、昭和32年10月20日から34年2月15日までの期間について申立てているが、同期間中に、F社を退社し、H社に入社したとしながらも、その具体的な入退社時期を記憶していないなど、申立人の記憶は曖昧である。

- 3 申立期間④について、H社に照会したところ、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚1人は連絡先不明であることから、

申立期間④当時にH社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した11人に照会したものの、回答が得られた5人からは、申立人の申立期間④に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

- 4 このほか、各申立期間に係る事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 24 日から 48 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、
A社に勤務していた昭和 45 年 10 月 24 日から 48 年 7 月 1 日までの期間
について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社の工場内に住み込みで働き、Bの製造を担当していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、元事業主の証言から推認できる。

一方、A社の元事業主に照会したところ、申立人に係る資料は残存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認できない旨のほか、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除した事実については、不明であり、記憶が無い旨の回答が得られた。

また、元事業主によれば、申立期間にA社において経理事務を担当していた元事業主の妻は他界しているとのことであり、証言を得ることができない。

さらに、申立期間において、A社が経理事務を委託していた会計事務所は、連絡先不明のため、照会することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚1人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を有しておらず、また、申立期間にA社において被保険者資格を有していた同僚10人のうち、存命中で連絡先が判明した2人に照会したものの、回答が得られた1人からは、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前

は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 30 日から 45 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が昭和 43 年 5 月 15 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 45 年 2 月 1 日から 46 年 5 月 26 日までの期間である旨の回答を受けた。

私は、昭和 43 年 11 月 30 日から 45 年 2 月 1 日までの期間、A社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に社会保険事務を担当していたと主張しているところ、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」(昭和 43 年 12 月 13 日社会保険事務所受付)により、申立人はいったん、昭和 43 年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失し、同時に健康保険証も返納していることが確認できるとともに、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」(45 年 2 月 17 日社会保険事務所受付)により、申立人は 45 年 2 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。この点に関し、A社に照会したところ、申立人の申立期間における勤務については、届書控え以外の資料は無いため不明としているほか、当時の厚生年金保険の適用についての事情が分かる者はいないが、被保険者資格を喪失した従業員から保険料を控除することは考えられない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚 1 人のほか、申立期間に A 社において被保険者資格を有していた同僚 10 人及び取得した同僚 5 人並びに申立人と同時期に被保険者資格を喪失した同僚 1 人の計 17 人に照会したところ、そのうち 10 人から回答があり、申立人が勤務していたことは記憶している旨の証言が得られたものの、申立人の同社における厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 7 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、正社員として勤務していたと記憶しているので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間当時のA社の事業主の妻で、同社の取締役であった者に照会したところ、自身は会社に係る事務には全く関係しておらず、事業主は既に他界しており、当時の資料も残存していないことから、申立人の勤務及び厚生年金保険の加入状況については不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間中、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した6人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会したところ、5人から回答が得られたものの、そのうちの4人は申立人の名前に記憶が無いとして、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができなかった。

さらに、上記回答が得られた5人のうち、1人から、申立期間当時、A社においては、従業員の出入りが激しく、社会保険に加入するにはある程度期間を要する場合もあったと思う旨の証言が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、2人については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらないことから、

同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、当該名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月16日から27年4月16日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和26年4月16日から27年4月16日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和26年4月に、A社B工場の下請け会社であるC社から同社に入社し、39年2月にD社E工場に移籍するまで、F担当として継続して勤務しており、社会保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者10人に照会したところ、9人から回答が得られ、そのうち、申立人と同じ職場に勤務していた同僚1人から、申立人が昭和27年4月から勤務していたことは記憶しているが、それ以前に勤務していたか否かについては、記憶していない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち存命中で連絡先が判明した者4人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、A社に照会したところ、申立期間の資料が残存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入に係る取扱いについては確認できない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 31 日から 44 年 4 月 18 日まで
② 昭和 45 年 2 月 2 日から同年 4 月 14 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場（現在は、C社）に勤務していた申立期間①及びD社（現在は、E社）に勤務していた申立期間②について、加入記録が無いことが判明した。

両申立期間中、両事業所に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 労働局に照会したところ、申立人のA社B工場及びD社における雇用保険被保険者記録について、所定労働時間は確認できないものの、それぞれ申立期間に係る加入記録がある旨の回答が得られた。

2 しかし、申立期間①について、F社に照会したところ、同社が管理する、厚生年金保険の加入の有無等が確認できる「従業員名簿」では、「G」及び「H」欄に記載が無いことから、申立人は健康保険及び厚生年金保険に加入していなかったと思われる旨のほか、同名簿の「雇用区分」により、申立人は「I職」として勤務していたと思われる旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚について、オンライン記録により氏名検索を行ったものの、該当する者を特定することができないほか、申立人も連絡先について分からないとしていることから、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言を得ることができない。

3 申立期間②について、E社に照会したところ、資料が残存していない

ため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体的な内容は不明である旨の回答が得られた。

また、E社の総務担当者からは、申立人について、事業主を含め、申立期間に勤務していた全員が不明であるとしている旨のほか、勤務期間が短いことから、申立人は正社員扱いではなかったと思われる旨の回答が得られた。

さらに、申立人が申立期間と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚に照会したものの、回答は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、当該同僚は、申立期間に、D社における厚生年金保険被保険者資格を有していないことが確認できる。

- 4 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 951 (事案 637 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月から 26 年 3 月まで
② 昭和 26 年 4 月から 31 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 8 月から 48 年 7 月まで

A 社に勤務していた申立期間①、B 社に勤務していた申立期間②及び C 社に勤務していた申立期間③について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

各申立期間において、それぞれの会社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得できない。

今回、各申立期間に係る新たな資料として、写真を提出するので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

各申立期間に係る申立てについては、申立人が、各申立事業所における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されたいことを裏付ける資料は無いほか、オンライン記録により各申立事業所を検索したところ、厚生年金保険の適用事業所は見当たらない等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として「C 社」に勤務していた際に撮影した写真を提出しているが、厚生年金保険料の控除についての記載は無く、また、申立期間①及び②に係る新たな資料の提出は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、昭和 61 年 8 月の水害により、申立期間当時の書類を消失しているため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、A社は、申立期間以前から、入社後 3 か月間を見習期間としており、同期間中、新入社員については厚生年金保険には加入させていないとしているほか、3 か月経過後、意思確認を行った上で、加入させるか否かを決めており、当時、同社には厚生年金保険に加入していない者がいたとしている。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた 11 人（申立人が名前を挙げた同僚 1 人を含む。）に照会したところ、8 人から回答があり、そのうちの 4 人から、同社には、3 か月間の見習期間があり、自身も見習期間中は厚生年金保険に未加入であった旨の証言が得られたほか、2 人から、見習期間の 3 か月を経過した後、同社から厚生年金保険の加入について意思確認を受けた旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時のA社の従業員数について、同僚 5 人に照会したものの、従業員数を特定することができなかつたため、厚生年金保険の適用の取扱いについて推認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険者原票綴りには、申立人の原票

は無く、申立期間において健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 9 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和 54 年 9 月 1 日から 56 年 3 月 30 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた複数の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人と同日に入社した同僚に照会したところ、申立人と同様に、申立期間について厚生年金保険に未加入であった旨の証言が得られ、事実、当該同僚から提供された同期間に係る給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、同社では、従業員の出入りが頻繁であったために、新たに入社した従業員の厚生年金保険への加入は、入社後すぐではなかった旨の証言も得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、事業主に照会したところ、平成 20 年 5 月末日で、A社は廃業しており、申立人に関することは不明であるとしている。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から42年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和39年9月から42年3月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、C職員として勤務していたことは間違いなく、また、A社における従業員の雇用形態は、C職員を含め、全員が正社員扱いであったはずであるので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、同社から提出された「C職員コード控及び入社受付簿」により、昭和40年1月1日から42年11月1日までの期間について、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

一方、B社は、厚生年金保険の加入に関する職員登録期間を明確に特定できる資料が無いため、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な内容については不明であるとしている。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、一人から回答があり、「申立人は私より1年半くらい後（昭和40年1月か同年2月ごろ）にパートで入社したと思う。」旨のほか、「世帯主がいる場合は、本人の希望により厚生年金保険に加入しない人が多かった。」旨の証言が得られた。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、申立期間を含む38年4月から44年3月までの国民年金保険料を申請免除していることが確認できる。

加えて、労働局に照会したところ、申立期間に申立人は雇用保険に加入

していない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 1 月 6 日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、B社(現在は、C社)からA社D工場(現在は、A社E事業所)に出向復帰した際の期間が、空白期間となっていることが判明した。

勤務期間中、A社の出向命令により同社D工場から同社の系列会社であるB社へ出向していたものの、昭和 43 年 3 月 26 日に入社してから平成 22 年 2 月 28 日に退職するまで、A社の社員として、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社D工場に勤務していたことは、同社から提出された在籍証明書及び人事記録により確認できる。

一方、労働局に照会したところ、申立人の雇用保険被保険者記録について、C社における離職年月日が昭和 53 年 12 月 20 日、出向復帰後のA社E事業所における同資格取得日が 54 年 1 月 6 日である旨の回答が得られた。

また、F企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金の加入員資格喪失届及び同資格取得届により、申立人は、A社において、昭和 52 年 9 月 21 日に加入員資格を喪失し、54 年 1 月 6 日に同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立期間における厚生年金保険料の控除方式について、翌月控除であった旨の回答が得られたところ、申立人が所持する同社D工場が発行した昭和 54 年 1 月分の給与金計算書では、53 年 12 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、A社から、申立期間において、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったことから、厚生年金保険料は控除されていなかった旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月25日から33年10月28日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、昭和34年4月13日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和34年4月13日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、厚生年金保険の被保険者期間が25か月であるとともに、申立期間の事業所を退職後、昭和38年1月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

なお、B社に照会したところ、申立期間当時の事業主は既に他界しており、他に当時の脱退手当金の取扱いについて承知している者がおらず、また、関係資料も残存していないため、当時の脱退手当金の取扱いについては不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 55 年 5 月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 51 年 10 月から 55 年 5 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、正社員としてA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことは複数の同僚の証言から推認できるものの、雇用保険の加入記録により、申立人は、同社以外の事業所において、昭和 51 年 2 月 26 日に雇用保険被保険者資格を取得し、52 年 3 月 15 日に離職したことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した 8 人に照会したところ、4 人から、同社は従業員希望により厚生年金保険に加入させていた旨の証言が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、1 人はA社における被保険者資格を有していないことが確認できるほか、申立期間の従業員数について、申立人及び上記回答が得られた同僚は 50 人ないし 60 人であったとしているところ、当該期間において被保険者資格を有していた者は 30 人程度であったことから、申立期間において、同社では、必ずしも従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、A社の元事業主に照会したものの、申立期間の書類は一切残存していないとして、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間（昭和44年8月1日から55年5月15日まで）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 958 (事案 617 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月から34年6月まで
② 昭和37年7月から38年8月まで

A社及びB社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

両事業所に勤務していたことは間違いないのに、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得がいかない。

前回の申立てに係る調査及び審議は不十分であると考えられるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、事業主が既に他界している上、社会保険担当者も確認できないため、申立人の勤務状況等について照会することができないほか、申立事業所においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえることを理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのが申立期間後であることのほか、同僚から申立人に係る勤務状況等について具体的な証言は得られなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立時とは異なり、申立期間①の事業所名について「C社」、申立期間②の事業所名について「D社」であったとして、申し立てているが、オンライン記録により当該事業所名及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、「C社」及び類似の名称を含む事業所は無く、また、E都道府県に「D社」が存在していることが確認できたものの、同社に係る被保険者名簿に、申立人の名前は無い。

また、申立人は、前回の申立時に、申立期間①の事業所名は「F社」であったとしているところ、今回、同社の社長であった者として、新たにその者の名字を挙げているが、同社に係る被保険者名簿に同姓の者が見当たるものの、既に他界しており、申立人の勤務状況等について証言を得ることができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 10 日から 45 年 5 月 10 日まで
私は、A社に入会し、昭和 44 年 3 月 10 日から、B市区町村のC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、D社の連合会と思われるE社で 45 年 5 月 10 日から同年 11 月 5 日までしかなかった。昭和 44 年 3 月 10 日から 45 年 5 月 10 日までの厚生年金保険の加入記録が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びF社（E社から名称変更した任意団体）が保管しているE社に係る「厚生年金保険加入者一覧」とも、申立人の資格取得日は昭和 45 年 5 月 10 日と記録されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、申立期間において、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚 6 人は、上記被保険者名簿及び加入者一覧に登載されていない。

さらに、申立人は申立期間において勤務していたのはE社ではなく、C社であったと主張しているところ、同専売所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 25 日から 9 年 9 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 8 月 25 日から 9 年 9 月 21 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、平成 2 年 7 月 21 日から 8 年 8 月 25 日までの期間に、A社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られ、当該期間はオンライン記録における厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認できる。

また、申立期間にA社に勤務していた同僚 15 人（申立人が名前を挙げた同僚 1 人を含む。）に照会したところ、6 人から回答が得られ、そのうちの 1 人から、申立期間に申立人は勤務していなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立期間の事業主から、申立期間の資料は残存しておらず、申立人に関する記憶も無いとしており、申立人の申立期間における勤務について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間の総務事務担当者から、申立人の申立期間における勤務については不明であるものの、給与から厚生年金保険料を控除しながらも、被保険者資格の喪失手続を行うようなことは無い旨の証言が得られた。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間において、国民年金被保険者資格を有し、当該期間に係る国民年金保険料について、全額申請免除手続を行っていることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から34年1月1日まで
② 昭和35年5月1日から39年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和33年4月1日から34年1月1日までの期間及び35年5月1日から39年4月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和33年4月1日から39年4月1日まで、継続してA社に勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の勤務状況及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

2 申立期間①について、申立人と同期に入社した同僚一人から、申立人は商品拡販のためBに派遣されていた旨の証言が得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、申立人と同じく販売員であった同僚二人から、試用期間があった旨の証言が得られ、事実、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、自身が記憶する入社時期より数か月程度遅れていることが確認できることから、申立期間において、同社では、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

3 申立期間②について、適用事業所名簿により、A社は、昭和35年5月1日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、上記適用事業所名簿では、A社は、昭和35年5月1日に、C市区町村からD市区町村へ移転していることが確認できるところ、法務局から、同市区町村に「A社」という名称の会社及び法人は見当たらない旨の回答が得られたほか、オンライン記録により、「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立期間において、該当する適用事業所は無い。

さらに、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和35年5月1日付けで喪失した者のうち、存命中で連絡先の判明した25人に照会したところ、回答が得られた9人のうちの8人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、不明としている。

4 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月25日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算出の基礎となる金額が計算されたことを示す記録があるとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和20年11月29日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されており、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日が同日である者が二人おり、そのうちの一人から、当時、脱退手当金を受給した旨の証言が得られた。

なお、A社は昭和20年8月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、本社所在地が不明のため、当時の脱退手当金の取扱いについて照会することができない。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 2 日から 35 年 7 月 29 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年10月3日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、オンライン記録上、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険整理番号の前後100人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある女性は38人おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を除いて29人いることが確認でき、そのうち27人は資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B工場における被保険者期間が39月である申立人が同社を退職後、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 964 (事案 713 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 25 日から 31 年 5 月 20 日まで
A 社に勤務していた昭和 29 年 4 月 25 日から 31 年 5 月 20 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

A 社に正社員として勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得がいかない。

今回、A 社に勤務していた際の写真を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に A 社における厚生年金保険被保険者資格を有していた者から、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったとして、見習期間があった旨の証言が得られ、事実、当該同僚のほか回答が得られた他の同僚の厚生年金保険の加入時期が、自身が証言する入社時期より数か月から 2 年程度遅れていることが確認できたことのほか、同社の事務担当者から、申立人は、正社員ではなく、見習いとして入社した旨の証言が得られたこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料として提出された写真のうち、一枚には、「B」及び「30. 1. 5」の記載のほか、28 人の者を確認することができるが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、撮影日と考えられる昭和 30 年 1 月時点で被保険者資格を有していた者は 19 人であることから、申立期間において、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人は、申立期間に A 社において一緒に勤務していた者として、新たに、同僚及び代表者の親族の名前を挙げているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、それらの者の名前を確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が新たに提出した資料及び主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社名変更後の事業所であるB社の回答から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚2人及び申立期間にA社に勤務していた同僚10人の計12人のうち、連絡先が判明した8人に照会したところ、回答のあった2人から、申立期間当時、入社後3か月の試用期間があり、その間は社会保険に加入できなかった旨のほか、そのうちの1人から、試用期間終了後も、社会保険への加入、未加入については本人の希望により決められていた旨の証言が得られた。

また、B社からは、申立期間において、年度途中に採用した社員については、定着性を見定めるため、最低3か月、社員によってはそれ以上の試用期間を設けており、その間は、本人の希望により社会保険への加入、未加入を決めていた旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人は、資格取得月が入社日より3か月ないし13か月後になっていることから、A社では、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、B社及び同僚照会で回答のあった8人からは、申立人の厚生年金保険の加入について、具体的な証言は得られなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴に申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番もない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。